

広島市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域生活支援事業として実施する日中一時支援事業（以下「日中一時支援事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の例による。

(事業の実施)

第3条 市長は、指定短期入所事業所、障害者支援施設その他の市長が定める施設において障害者（児童）を一時的に預り、見守る等のサービス（以下「サービス」という。）に要する費用（食事の提供等に要する費用を除き、以下「サービスに要する費用」という。）について日中一時支援給付費を支給する日中一時支援事業を行う。

(対象者)

第4条 日中一時支援事業の対象者は、広島市内に住所を有する者又は広島市に住所を有しない者で広島市による介護給付費等の支給決定を受けているもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上であるもの
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児
- (3) その他市長が特に必要と認める者

(申請及び支給決定)

第5条 日中一時支援給付費の支給を申請しようとする障害者又は障害児の保護者は、あらかじめ所定の申請書に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、日中一時支援給付費の支給の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の場合において日中一時支援給付費の支給の決定（以下「支給決定」という。）をしたときは所定の支給決定通知書及び受給者証を、支給決定をしなかったときは所定の不支給決定通知書を第1項の規定による申請を行った者に交付するものとする。

(支給決定の内容)

第6条 支給決定の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支給決定の有効期間
- (2) 1か月の支給量
- (3) 利用者負担上限月額

(支給決定の変更)

第7条 支給決定を受けた者（以下「支給決定障害者等」という。）は、前条に規定する事項その他受給者証に記載されている事項を変更する必要があるときは、所定の変更申請書により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、支給量等の変更を決定したときは、変更決定通知書及び変更後の支給決定の内容を記載した受給者証を交付するものとする。

(サービスの利用)

第8条 支給決定障害者等は、第11条の規定により市長と協定を締結した事業者（以下「協定事業

者」という。)に受給者証を提示したうえ、当該協定事業者との間でサービスの利用に係る契約を締結し、当該サービスの提供を受けるものとする。

2 支給決定障害者等は、日中一時支援給付費の請求及び受領を協定事業者へ委任することができる。

(サービスに要する費用の額)

第9条 サービスに要する費用の額は、**別表1**のとおりとする。

(日中一時支援給付費の支給)

第10条 市長は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内に支給量の範囲内において協定事業者からサービスの提供を受けたときは、当該サービスに要する費用について、当該支給決定障害者等に日中一時支援給付費を支給する。

2 日中一時支援給付費の額は、サービスに要する費用の額の百分の九十に相当する額とする。ただし、同一の月に係るサービス費用の合計額の100分の10に相当する額が1,500円を超えるときは、当該サービス費用の合計額から1,500円を控除した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、**支給決定障害者等の属する世帯**(当該支給決定障害者等が、障害児の保護者である場合は世帯全体、障害者の場合は本人及び配偶者をいう。以下同じ。)が**市民税課税世帯以外の世帯**である場合は、日中一時支援給付費の額は、サービスに要する費用の額の百分の百に相当する額とする。ただし、市民税の算定においては、地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族のうち、16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用し、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

4 支給決定障害者等は、原則として、その月に提供を受けたサービスに係る日中一時支援給付費を市長が別に定める日までに請求するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、支給決定障害者等が日中一時支援給付費の請求及び受領を協定事業者に委任したときは、市長は、当該支給決定障害者等に支払うべき日中一時支援給付費を当該支給決定障害者等に代わり当該協定事業者を支払うものとする。

6 協定事業者は、前項の規定により支給決定障害者等に代わって日中一時支援給付費の支払を受ける場合は、当該支給決定障害者等から同一の月に係るサービスに要する費用の合計額から日中一時支援給付費の額を控除した額(利用者負担額)の支払を受けるものとする。

7 第5項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に日中一時支援給付費の支払があったものとみなす。

8 協定事業者は、第5項の規定による支払を受けたときは、支給決定障害者等に、日中一時支援給付費として受領した額を通知しなければならない。

(協定事業者)

第11条 市長は、別に定める基準に基づき、適当と認める者と日中一時支援事業に関する協定を締結するものとする。

(報告)

第12条 協定事業者は、サービスを提供する毎に、サービス実績記録票への支給決定障害者等による押印又は署名により、サービスを提供した旨の確認を当該支給決定障害者等に求めるものとする。

2 協定事業者は、市長が別に定める日までに、支給決定障害者等ごとに作成したサービス提供実績記録票を市長に提出するものとする。

(サービス提供記録の整備)

第13条 協定事業者は、日中一時支援事業に係る記録を整備するものとし、サービスの提供が終了した日以後の最初の4月1日から起算して5年を経過するまでの間、これを保存するものとする。

(委任規定)

第14条 この要綱に定めるもののほか日中一時支援事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 支給決定及び第11条に規定する協定に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、改正後の第14条及び別表第1備考の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1(第9条関係)

区 分			サービスに要する費用の額
基本報酬	軽・中度障害者（児）	サービスを提供した所要時間が 4 時間未満	サービスの利用 1 回当たり 1, 7 0 0 円
		サービスを提供した所要時間が 4 時間以上 8 時間未満	サービスの利用 1 回当たり 3, 4 0 0 円
		サービスを提供した所要時間が 8 時間以上	サービスの利用 1 回当たり 5, 1 0 0 円
	重度障害者（児）	サービスを提供した所要時間が 4 時間未満	サービスの利用 1 回当たり 2, 4 0 0 円
		サービスを提供した所要時間が 4 時間以上 8 時間未満	サービスの利用 1 回当たり 4, 8 0 0 円
		サービスを提供した所要時間が 8 時間以上	サービスの利用 1 回当たり 7, 1 0 0 円
食事提供体制加算			サービスの利用 1 回当たり 3 2 0 円

備考

- この表において「軽・中度障害者(児)」とは、対象者のうち「重度障害者(児)」以外の者をいい、「重度障害者」とは法第21条第1項に規定する障害支援区分5以上の者を、「重度障害児」とは平成18年厚生労働省告示第572号により定める区分3の認定を受けている者をいう。
- この表において「食事提供体制加算」とは、生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている世帯又は市民税非課税世帯に属する支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合に算定するサービスに要する費用をいう。